

四、今對面自單期ノ旨ヲモサスロイ  
 三、對業ハ對業員ノ同意ニ無任シヤムロイ  
 二、本交員ハ對業員内ニ知事ノ對面ニ對面ニ對面シヤムロイ  
 一、本交員ハ對面ニ對面シヤムロイ

◎要 求 書

要求新書

○當月廿六日及ノ續次新書ヲ無任續次ニ廿七日ヨリ對業ナリ  
 一、對業員ノ同意ニ無任シヤムロイ  
 二、對業員ノ同意ニ無任シヤムロイ  
 三、對業員ノ同意ニ無任シヤムロイ  
 四、對業員ノ同意ニ無任シヤムロイ  
 五、對業員ノ同意ニ無任シヤムロイ  
 六、對業員ノ同意ニ無任シヤムロイ  
 七、對業員ノ同意ニ無任シヤムロイ  
 八、對業員ノ同意ニ無任シヤムロイ  
 九、對業員ノ同意ニ無任シヤムロイ  
 十、對業員ノ同意ニ無任シヤムロイ

財團法人協調會大阪支所

兵組合ニヨル團體交渉權ヲ確認スルコト

◎解 決 條 件

一、今回ノ要求ニ對シ文書ニ現ハシ解決スルコトヲ避ケ要求事項ノ實  
 行ニ關シテハ店主ノ誠意ヲ認メ要求書ヲ撤回スルコト

要求條件ノ内職主認メタモノハ

- (一)ハ認容
  - (二)ハ認メズ
  - (三)ハ認容
  - (四)ハ保留
  - (五)ハ認メズ 但シ組合加入ハ默認
- 本爭議ニ參加シタル職工ノ全部久留弘三ノ經營ニナル労働學校ノ卒業  
 業テアル